

## 広島空港アクセス福山／尾道路線利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が広島空港アクセス福山／尾道路線利用促進業務の受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

### 1 業務の目的

本業務は、広島空港と福山市内及び尾道市内を運行している空港アクセス路線<sup>※1</sup>（以下、それぞれ「福山路線」及び「尾道路線」という。）において、中長期的に持続可能な路線の実現に向けて、各種メディア等を活用した効果的かつ戦略的な広報、広告、プロモーション等を展開し、路線はもとより、広島空港及びその周辺施設の認知度及び興味・興味関心を高めることで、路線利用者増加を後押しし、もって広島空港の利用拡大、県内観光消費拡大を図るものである。

※1) 各路線の概要についての詳細は、以下 URL を参照

【福山路線】<https://www.chugokubus.jp/highwaybus/hb05> 【尾道路線】<https://taihei-kotsu.com/ainori/>

### 2 事業予算額

10,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

### 3 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 4 業務の内容

#### （1）KPI（路線の利用者増加に係る指標）

##### ア 福山路線

乗客数：23,500 人<sup>※2</sup>

##### イ 尾道路線

乗客数：690 人<sup>※2</sup>

※2) 本業務による取組効果の発現期間（R6.10月～R7.3月）における乗車数の累計とする

#### （2）アウトカム指標（広島空港の利用拡大に係る指標）

上記（1）の KPI とは別に、本業務の実施による広島空港の利用拡大効果を客観的に示す適切なアウトカム指標を任意に設定すること。

#### （3）取組方針

##### ア 目論見（仮説）

KPI の達成に向けた具体的な目論見（仮説）を立てたうえで、時機を逸することなく効果的かつ戦略的に実施すること。

## イ PDCA

目論見（仮説）に基づき、取組ごとに KPI 達成に資するアウトプット指標を設定するとともに、業務期間中も定期的に各アウトプット指標を検証・分析することにより、PDCA サイクルを適切に回し、当初の目論見からの変調を具に発見し取組の早期改善につなげるなど、実効性を意識した業務マネジメントを徹底すること。

### (4) 取組内容

路線ごとに示す次の取組内容について、それぞれ具体的な実施施策を提案すること。

#### ア 福山路線

取組内容	ターゲット①	ターゲット②
・ビジネス目的の利用者に対して、福山路線乗車クーポンの発行など、路線利用のインセンティブとなる特典を付与する	—	【首都圏・福山市 ビジネス目的の 40-50 代男性】 ・路線の利用実績高め ・タイムパフォーマンス重視（時間にシビア）
・タビマエの検索・予約段階において、旅行会社や福山市内の主要ホテルと連携したトラベルパッケージプランの造成等による、空港及び福山路線の利用を訴求する効果的な広報、広告を実施する ・福山路線の強み（早い・安い・乗換なし）を生かして、航空機との接続がよい（バスの乗車待ち時間が短い）運行便に絞った、空港及び福山路線の優位性を訴求する広報、広告を実施する	【首都圏 観光目的の 20-60 代女性】 ・路線の利用意向高め ・移動にお金を掛けず待ち時間も楽しむ	
・福山路線の待ち時間対策として、空港及びその周辺施設の認知度を高める情報発信や、福山路線利用者が施設内で使える共通クーポンの発行など、施設内における滞在時間増加に資する取組を実施する	—	—

#### イ 尾道路線

取組内容	ターゲット①	ターゲット②
・尾道路線の強み（目的地まで直行で行ける）を訴求するため、運行会社 HP の改修や、交通手段の検討時に参考にされることが多い広島空港 HP、観光サイトへの情報掲載など、サービス価値を伝える場を増やす取組を実施する ・SEO 対策や Web 広告の活用による認知拡大に資する取組を実施する	【首都圏 観光目的の夫婦二人旅 ミドル層 (40-50 代)】 ・目的地まで直行で行きたい、交通費にお金を掛けられる ・限られた時間の中でしっかりと観光を楽しみたい	【首都圏 ビジネス目的の 20-50 代男性】 ・タイムパフォーマンス重視（時間にシビア） ・予約して確実に乗車したい
・運行会社 HP・予約システムにおけるスムーズな予約動線の設計、多言語化などユーザビリティ向上に資する取組を実施する		
・尾道路線における運行サービスとして試行予定である、尾道市内のホテルまでの手荷物配送サービス、尾道観光協会での手荷物預かりサービスに係る利用環境の整備を支援する		
・運行エリアマップ（路線図）のナンバリング表示や、停留所における看板・路面標示等の設置、尾道路線の乗り案内や利用モデル動画の作成・発信など、利用環境の整備に係る取組を実施する		

### (5) 参考資料

取組内容の検討に当たり、別途本プロポーザル参加資格者（希望者）に対し、次に示すデータを提供する。

## ア 福山路線

- (ア) 乗客アンケート調査結果（ローデータ、レポート）
- (イ) インターネットアンケート調査結果（レポート）
- (ウ) 観光動向分析、Web 広告等配信結果（レポート）
- (エ) 福山路線乗車実績（R5.4月～R6.7月）

## イ 尾道路線

- (ア) 乗客アンケート調査結果（ローデータ、レポート）
- (イ) インターネットアンケート調査結果（レポート）
- (ウ) 観光動向分析、Web 広告等配信結果（レポート）
- (エ) 尾道路線乗車実績（R5.7月<sup>※3</sup>～R6.7月） ※3）R5.7月20日から運行開始

## 5 成果品及び提出期限

業務実施報告書（任意様式） 紙媒体及び電子データ〔提出期限：令和7年3月31日〕

## 6 契約に関する条件等

### (1) 再委託

受託者は、協議会の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

### (2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。）を遵守しなければならない。

### (4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

### (5) 貸与資料

協議会は、上記4（5）に定めるもののほか、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。